

令和六年度 高知県PTA研究大会に参加して

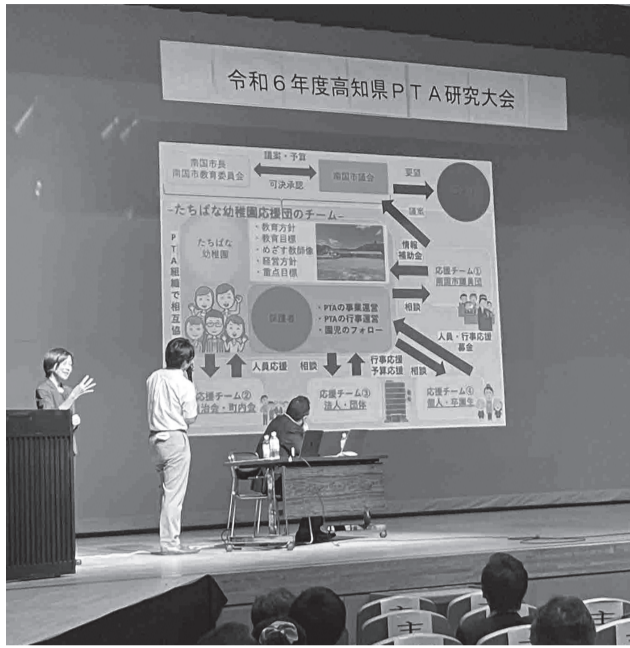
高知県小中学校PTA連合会副会長 中平 圭 祐

令和六年八月二十五日、のいちふれあいセンターにて、令和六年度高知県PTA研究大会が開催されました。

研究大会では、高知県教育委員会からの情報提供のほか、次の三つの講演や取組の紹介が行われ、参加者はそれぞれのテーマについて学び、今後の活動に役立てるためのヒントを得る機会となりました。

一・香美市立香長小学校のPTAの取組に関する実践発表

香長小学校PTAからは、地域ぐるみで子どもを育てる「香長つ子もりあげ隊」の取組が発表されました。この活動は、令和元年の地域学校協働活動推



進に係る文部科学大臣表彰文部科学大臣賞を受賞されています。香長小学校区では、PTAを卒業したOBも「香長つ子もりあげ隊」として活動に参加しており、我が子に関係が無くても地域全体で子どもを支えている体制が印象的でした。また、保護者の半数以上が役員会に参加し、バザーやプール開き、相撲大会などを開催するなど、多くのOBの方々が積極的に地域発展に貢献している姿は、他のPTA活動の参考になると感じました。

二・高知大学廣瀬淳一准教授による「こどものウェルビーイング」に関する講演

ウェルビーイングとは「身

体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態」を指す概念です。ウェルビーイングには「主観的ウェルビーイング」と「客観的ウェルビーイング」の二種類があり、「主観的ウェルビーイング」とは一人ひとりが自身自身で感じる認識や感覚によるものです。それを測る指標として、「人生への幸福感や満足感」などがあげられます。また、「客観的ウェルビーイング」とは、客観的な数値基準で把握できるものです。

今回の講演は子どもの「主観的ウェルビーイング」に関する調査研究によるものでした。廣瀬准教授が行った「子どもの問いかけ行動が世代間の関心および幸福度に及ぼす影響についての実証研究」の研究結果から、「子どもの問いかけに対して、おとなが『前向きな対応』で接する機会を増やすことで、子どもの好奇心や寛容性、親切心が高まり、それにより主観的幸福度も高まる可能性が示された」との報告がありました。この報告から、おとなが子どもに問いかけられたときにそれにきちんと答える「心のゆとり」を持っていることが子どもの幸福度を高めるためには重要であるということ学びました。

また現代社会では我々おとなが作りあげたシステムやルールが「鉄の檻」となり、子どもたちに挑戦することへの恐怖や不安を与えているとの指摘がありました。子どもたちが自由に挑戦し、失敗を通じて学ぶ環境として、学校や教育機関、保護者の寛容さなどのようにあるべきか、改めて考えさせられる講演でした。

三・南国市のたねばな幼稚園応援団による地域子育てモデルの発表

最後に、たねばな幼稚園応援団からは、「地域全体での子育てモデル地域の確立」への取組が紹介されました。たねばな幼稚園応援団は「子どもたちが将来地域に戻ってくる」ことを目指して、幼い頃から地域との深い関わりを持つような取組を進めています。また、子どもたちが地元企業や地域のひととの交流を通じて子どもたち自身の気付きや学びから「学習する楽しさ」を育んで小学生への下地づくりが行われていることには大変興味を惹かれました。この交流の機会が将来、地域に根付く「人材」の育成につながっていくことが期待されています。

今回の高知県PTA研究大会は、多くの貴重な学びの場となりました。「子どもの幸福度」という視点は、今後の自身のPTA活動にも新たに取り入れていければと思います。

ご存知ですか？

自転車事故による損害額は極めて大きくなる場合があります！



近年、自転車事故における高額賠償判決が下される記事をよく見かけます。

【東京地裁・二〇〇七年四月十一日判決・賠償命令額五、四三三万円】

信号無視した男性の自転車者が、青信号の横断歩道を歩行中の女性に衝突し、死亡させた。

【大阪地裁・二〇〇七年七月十日判決・賠償命令額三、〇〇万円】

前方不注意かつライト不点灯で走行していた未成年者(事故当時十五歳)の自転車者が、歩道を歩行中の男性に衝突し、死亡させた。

月四日判決・賠償命令額九、五〇〇万円

二〇〇八年、小学五年生(事故当時)男子児童が運転する自転車が発歩中の女性に衝突。女性は頭の骨を折るなどして意識が戻らない状態となった。

被害者が死亡してしまつた場合には、遺族は被害者が生きていれば得られたであろう額に慰謝料を合わせた金額、重度障害が残つた場合には、生涯にわたる介護費用の額などを加害者が負担する責任が生じることから、高額賠償命令が下されるのです。

【神戸地裁・二〇一三年七月】

とんどです。みなさまのお子様がかつた事故の加害者・被害者にならないためにも、日ごろから家庭での自転車運転指導を心がけていただきたいと思います。

二〇二五年六月一日に改正道路交通法が施行され、自転車の安全運転に対する意識がより一層高くなつており、今年度は各学校に安全運転マナーアップ運動ポスターも配布しております。

二十四時間大切なお子様をお守りする「子ども総合保障制度」には、おかげさまで、二〇一九年度実績では、二、九四二名(全生徒に対する加入率六六・三%)のお子様にご加入頂いております。

高知県小中学校PTA連合会の保護者の皆様へ [2024年度版]

高知県小中学校PTA連合会 子ども総合補償制度ご加入のおすすめ

(団体総合生活保険)

子ども 傷害補償

個人 賠償責任

弁護士費用等 (人格権侵害等)

「もしも」に備えて様々な補償をご用意しています。

10%割引 適用 *1

*1 割引の詳細は「子ども総合補償制度の特典」をご確認ください。

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 保険期間 | 2024年5月1日 午後4時から 2025年5月1日 午後4時まで 1年間 |
| 加入依頼書からの申し込み | 2024年4月25日 |
| Webからの申し込み | 2024年4月30日 |

「重要事項説明書」(ご加入内容確認事項(意向確認事項))を必ずご確認ください。加入依頼書またはWebから申し込みいただけます。詳細は次ページをご確認ください。

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引渡保険会社および引渡割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。

毎春、新入生へのパンフレット配布を行っており、来春も配布を予定しております。また、在校生のお子様もご加入いただけますので、是非ご検討をお願いいたします。

東京海上日動火災保険株式会社

高知支店・高知支社

〒780-0870 高知市本町4-1-16 高知電気ビル6階 TEL088-823-2575

損害保険ジャパン株式会社 高知中央支社 〒780-0870 高知市本町2-1-6 TEL088-822-6202